

(※)グアテマラ共和国…中南米にある国。コーヒーの主要生産国のひとつ。



コーヒーの木の苗を見せてくれる濱小路さん(お店にて)

袋井 人の人井

FUKUROI PERSONAL FILE

自分で育てたコーヒー豆で

おいしい一杯を飲んでみたい

袋井産コーヒー豆の栽培に挑戦中 濱小路仁徳さん(村松下)



「生豆から一杯のコーヒーができる流れは知っていましたが、その豆がどう育つのかは知りませんでした。」
淹れたてのコーヒーをカップに注ぎながら笑顔で話してくれたのは、村松でコーヒー豆の自家焙煎店を経営する濱小路仁徳さん(41歳)です。

母親が大のコーヒー好きで、物心ついたころからコーヒーを愛飲していたという濱小路さん。大学卒業後、東京でサラリーマンとして働き始めますが、いきつけのコーヒーショップで卸売に興味をもったのがきっかけで、コーヒー関係の会社に転職。コーヒーの生豆の卸売やカフェの企

画・経営などに携わる中、35歳で独立し、袋井市で店を開きます。
「いつか自分の店をもちたい」と思っていました。袋井市には妻の実家があり、気候も温暖、農業も盛んでいいなあ。」

コーヒー豆の販売を行う中、3年前に、仕入れ先から100粒のコーヒーの種をもらったことをきっかけに、濱小路さんはコーヒー豆の栽培を始めます。

「メロンの栽培用の温室をよく見掛けるので、これを使って育てることができないかと思っただけです。」

ほかの人がまだやっていない何かを試してみたい気持ちもありました。

種をまき、どうやったら育つか、様々な環境で試行錯誤を重ねますが、芽が出て、苗はほとんど枯れていつの間にか

あきらめそうにもなりましたが、知り合いの農家の方に相談し、様々なアドバイスを受けることも、温室での栽培を支援してもらった結果、現在は20本が約2メートルの高さまで生長し、元気に育っています。

「自分でコーヒー豆を種から育てて3年。ハウスなどを使えば市内でも育ちそうだと分りはじめました。」

夢は、袋井産のコーヒー豆で淹れたコーヒーを飲むこと。そして、いろんな人にも飲んでもらいたいです。

20本の苗の生長に勇気付けられた濱小路さんは、もう少し数を増やしてみようと、今年7月から、栽培を更に広げる活動を開始。9月にはコーヒー豆栽培の勉強のため、一週間ほどグアテマラ(※)へも行ってきました。

「コーヒー豆を育てることはまだまだ素人。いろんな人の知恵や力を借りたいと思っています。袋井産コーヒー豆の収穫に向け、一緒に活動してくれる仲間を募集中です。」

3〜5年で実をつけるといわれるコーヒーの木。濱小路さんのコーヒー豆も来年あたりに初収穫を迎えられるかもしれません。

グループ紹介 袋井で活動中

フォークダンスサークル 「ティコティコ」

●音楽に合わせて 楽しく体を動かそう

私たちは、毎月2回、浅羽東公民館でフォークダンスを楽しんでいます。2年前、公民館講座で習ったのをきっかけにこのサークルが発足しました。

フォークダンスは、年齢や性別を問わず、だれでも簡単にできる運動です。特に、「スポーツは嫌だけど、体を動かしたい」という方に最適！音楽に合わせて体を動かしているうちに、自然と体力がつかます。フォークダンスは競争ではありません。上手くできなくても、いつも笑顔で楽しくがモットーです。

皆さんも一緒に、フォークダンスで楽しい時間を過ごしませんか。会員募集中です。気軽に見学にお越しください。



メンバーの皆さん

会員数 14人 代表 長塚多栄子さん(梅山) ☎23-6381
活動日 毎月第1・3木曜日 午後7時30～9時
活動場所 浅羽東公民館(袋井市梅山63-1)

待ってます!

街の写真館



地域やサークルの行事、お気に入りの写真や子ども写真などを郵送してください。写真には、タイトル、住所、氏名(ふりがな)、年齢(生年月日)、電話番号、自治会名を書き添えてください。

送り先 〒437-8666 袋井市役所秘書広報課広報広聴係

Eメールでのデジカメ写真の応募もお待ちしています!
 ※携帯電話のカメラ機能で撮影した写真など、写真の画素数が低い場合は掲載できないこともあります。
 〓 hisyo@city.fukuroi.shizuoka.jp



睦町自治会の敬老会で芸を披露

「マジックショーや銭太鼓が睦町自治会の敬老会で披露され、出席した皆さんを楽しませてくれました。」
 睦町自治会 川島勇さん



旧袋井市民憲章を読むのが日課です

「旧山梨公民館にあった旧袋井市民憲章の石碑を、筆耕した私の祖父が引き取りました。我が家の犬「そら」は、一市民として市民憲章を読むのが日課です。」 佐野隆博さん



新体操がんばってます!

「9月11日、エコパサブアリーナで発表会がありました。緊張しましたが頑張って演技しました。」
 左から中山莉湖さん、岩崎晏奈さん、永田絵梨花さん

市政Q&A

Q? 来年度から都市計画税の課税区域が変わると聞きました。都市計画税やその使われ方などについて教えてください。

A! 都市計画税は、都市計画区域内の土地や家屋に対して課される税金です。使い方が決められた目的税として、街路や下水道、公園などの都市計画事業や土地区画整理事業に要する費用の財源に充てられます。

ら、市内全域の都市計画区域(農用地区域(青地)と用途地域以外の農地を除く)が対象区域となります。
 計画的な都市基盤整備の推進と税負担の公平性のため、ご理解をお願いします。
 問 財政課 財政係
 ☎ 44-3159
 税務課 資産税係
 ☎ 44-3110

都市計画税が使われた事業とその財源内訳(平成21年度)

